

公立大学法人公立鳥取環境大学実験機器貸付に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人公立鳥取環境大学固定資産の貸付に関する規程（以下「貸付規程」という。）第14条に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）における実験機器の貸付けに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(機器管理者)

第2条 貸付規程別表5に規定する実験機器は、機器ごとに管理者（以下「機器管理者という。」）を置くこととし、理事長が指名した者をもって充てる。

(貸付許可の範囲)

第3条 この要領において貸付規程第2条第2項第6号に定める「法人の資産の使用が公共性、公益性に反せず、社会的又は経済的な見地から貸し付けが妥当と判断される事業の用に短期間供する場合」とは、次の各号をすべて満たす場合とする。

- (1) 実験機器の貸付許可を受けようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条に規定する指定暴力団又は同法第4条に規定する指定暴力団連合で、実験機器を利用させることが指定暴力団又は指定暴力団連合の利益になるおそれがないとき。
- (2) 実験機器の利用目的が本来の用途又は目的を妨げないとき。
- (3) 実験機器の利用目的が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがないとき。
- (4) 実験機器の騒音、長時間にわたる継続利用等、他の利用者に著しく迷惑を及ぼすおそれがないとき。
- (5) 実験機器をき損し、又は著しく汚損するおそれがないとき。
- (6) 実験機器の操作に十分な技術力を有していると認められるとき。
- (7) 利用により得られた成果物を直接に販売しないと認められるとき。
- (8) その他法人の施設及び設備の管理上支障がないと認められるとき。

2 機器管理者は、前項の規定により、申請が適当かどうかを判断し（条件がある場合を含む）、意見を添えて経理責任者に報告する。

3 経理責任者は、前項の規定による報告を考慮して、利用許可を決定するものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。